

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第572号

2013年（平成25年）7月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年（平成25年）7月2日付けで諮問（第572号）された個人の市民税及び県民税の賦課に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

東京国税局長より、国税通則法第74条の12の規定により、税務調査上必要があるという理由で、市民税課で保有する課税状況等の内容について文書照会がなされた。

国税通則法第74条の12の規定は、「国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあっては、消費税等に関する調査を行う場合に限る。）は、国税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」と規定されており、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、東京国税局長に課税台帳の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定にもと

づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。なお、国税通則法第74条の12は平成23年12月の改正により、改正前の所得税法第235条の2の規定の主旨を承継したものである。

また、今後も、国税局及び税務署から税務調査のため国税通則法第74条の12の規定により毎月20件以上の照会がなされ、所得税の課税、徴収に重要な情報となる目的外提供を迅速に対応し回答することが求められると予想される。したがって、国税通則法第74条の12の規定により税務調査のために目的外提供を求められた場合で、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者が判断したときに限り、個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくとも目的外提供をすることができるという包括的な取扱いについても諮問するものである。

(2) 目的外に提供する個人情報について

ア 課税状況等の照会書記載事項（所得の種類・収入金額・所得金額・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除・所得控除合計・源泉所得税・給与支払先名称、給与支払先住所・世帯状況・転出状況）

課税がある場合には所得証明書に記載の内容、給与支払報告書の写し及び市民税・県民税の写し

課税がない場合は、未申告、該当なし（転出状況）

イ 所得証明書に記載される情報

住所（賦課期日である1月1日の住所）・氏名・生年月日・収入及びその種類・所得及びその種類・控除及びその種類・（本人の障がいや寡婦等情報及び扶養親族があればその人数）

ウ 給与支払報告書の写しに含まれる個人情報

住所（賦課期日である1月1日の住所）・氏名・フリガナ・生年月日・収入金額・控除及びその種類・（本人の障がいや寡婦等情報）・扶養親族の人数、氏名・扶養親族のうち障害者控除対象の人数・給与の支払者の住所または所在地・給与の支払者の氏名及び名称

エ 市民税・県民税申告書の写しに含まれる個人情報

住所（賦課期日である1月1日時点の住所）（現住所）・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・収入及びその種類・所得及びその種類・控除及びその種類・（本人の障がいや寡婦等情報・扶養親族の氏名・生年月日・障害者控除・勤務先名称

オ 目的外に提供する相手方

東京国税局長

カ 目的外提供の根拠規定

国税通則法第74条の12

キ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、国税通則法第74条の12の規定に基づくものである。

国税通則法第74条の12は、「国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税等に関する調査を行う場合に限る。）は、国税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」としており、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず官公署又は政府関係機関その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した東京国税局長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(1) 目的外に提供する必要性

本件の目的外に提供する個人情報とは、給与支払者が市区町村に提出する義務がある書類に記載されており、市のみが保有する情報である。守秘義務により詳細な内容は不明だが、照会対象者やその勤務先等が税務調査の対象となる事件・犯罪等に関与している可能性があり、他の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と主旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

また、今後国税通則法第74条の12の規定による照会の目的外提供は迅速な回答が税務調査上重要であると予想されるため、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者が判断したときに限り、個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくとも目的外提供することができるという包括的な取扱いについても必要性があると判断したものである。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、税務調査のために行うものであり、照会対象者、またはその勤務先等が税務調査の対象となる事件・犯罪等に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じる可能性がある。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 課税状況等の照会文書
- イ 書類の写し
 - (ア) 所得証明書
 - (イ) 市民税県民税申告書
- ウ 参考条文

- (ア) 国税通則法第 7 4 条の 1 2
- (イ) 所得税法第 2 3 5 条第 2 項
- エ 個人情報目的提供についてのガイドライン
- オ 国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項
- カ 税務照会管理票
- キ 書類の写し（見本）
 - (ア) 所得証明書
 - (イ) 給与支払報告書
 - (ウ) 市民税県民税申告書
- ク 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 本件照会に応じて目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な協力要請権を有した東京国税局長によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「照会対象者やその勤務先等が税務調査の対象となる事件・犯罪等に関与している可能性がある。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、給与支払者が市区町村に提出する義務がある書類に記載されており、市のみが保有する情報であり、本件の税務調査に必要なことを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

イ 今後本件照会と同様の照会に応じて目的外に提供する必要性について

実施機関では、今後も、国税局及び税務署から税務調査のため国税通則法第 7 4 条の 1 2 の規定により毎月 2 0 件以上の照会がなされ、所得税の課税、徴収に重要な情報となる目的外提供を迅速に対応し回答することが求められると予想されるため、国税通則法第 7 4 条の 1 2 の規定により税務調査のために目的外提供を求められた場合で、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者が判断したときに限り、個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくとも、目的外提供について包括的な取扱いをする必要性があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供することについて包括的に取扱う必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につ

いて

ア 本件照会に応じて目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の目的外提供は、税務調査のために行うものであり、実施機関では、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることを東京国税局長に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

イ 今後本件照会と同様の照会に応じて目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

本件の目的外に提供することに伴う本人通知の省略についても、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることを東京国税局に確認し、通知を省略する合理的理由が認められると管理責任者が判断したときに限り、個人情報保護制度運営審議会に諮問の経緯を経なくとも、目的外提供することに伴う本人通知の省略について、包括的な取扱いをする必要があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについて、包括的に取扱う合理的理由があると認められる。

以 上